

第5回 物部川流域学識者会議 第4回 維持管理の容易な河道の検討会

開催日時：令和5年3月3日（金）
10:00～12:00

開催場所：高知河川国道事務所

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 物部川水系河川整備計画の点検について
 - ・ 物部川水系河川整備計画 事業の進捗状況及び点検結果
 - ・ 維持管理の容易な河道の検討結果
 - ・ 高水敷造成の今後の進め方
- (2) 物部川濁水対策検討会の検討状況
- (3) 物部川水系における流域治水等の取組状況
- (4) 今後の進め方

3. 閉 会

資料一覧

資料 1 物部川水系河川整備計画 事業の進捗状況及び点検結果

資料 2 維持管理の容易な河道の検討結果

資料 3 高水敷造成の今後の進め方

資料 4 物部川濁水対策検討会の検討状況

資料 5 物部川水系における流域治水等の取組状況

資料 6 今後の進め方

四国地方整備局訓令第18号

物部川流域学識者会議運営規約を次のように定める。
平成28年9月1日

改正 平成29年1月6日四国地方整備局訓令第22号

四国地方整備局長

物部川流域学識者会議運営規約

(趣旨)

- 第1条 「物部川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、次に掲げる事項のうち、1、2、は四国地方整備局長（以下「局長」という。）及び高知県知事（以下「知事」という。）に、3は、局長に意見を述べるため、四国地方整備局に物部川流域学識者会議（以下「学識者会議」という。）を置く。
- 1 物部川水系河川整備計画（「以下、河川整備計画」という。）の策定、変更（河川法第16条の2第3項）
 - 2 河川整備計画策定後の点検
 - 3 河川整備計画に基づいて実施される事業の評価
 - 一 再評価及び事後評価の対象となる事業（国土交通省所管公共事業の再評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領）
 - 二 計画段階評価の対象となる事業（国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領）

(構成)

- 第2条 委員は、物部川流域に関して学識経験を有する者のうちから局長及び知事が委嘱する。
- 2 学識者会議は、委員10名で構成する。
 - 3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

- 第3条 学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。
- 2 議長は、学識者会議の議事を進行する。
 - 3 議長に事故がある時は、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第4条 学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。

2 事務局員は、四国地方整備局河川部、高知河川国道事務所及び高知県土木部に属する職員をもって充てるものとする。

3 事務局は、学識者会議の運営にあたる。

4 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、次に掲げる者を退場させることができる。

一 学識者会議の秩序を乱した者

二 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

(会議の開催)

第5条 学識者会議は、局長及び知事が開催する。

(部会の設置)

第6条 学識者会議は、第1条1に掲げる業務を円滑に進めるために、部会を設置することができる。

(情報公開)

第7条 学識者会議は公開するとともに、議事録については公表する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項について、局長及び知事が委員の意見を聴き定める。

(附則)

(施行期日)

この規約は、平成28年9月1日から施行する。

この規約は、平成29年1月6日から施行する。

物部川流域学識者会議委員名簿

専門分野		所属等	氏名
環境	植物生態学 河川植生	高知大学名誉教授	いしかわ しんご 石川 慎吾
環境	水生生物 水生昆虫	底生生物研究者	いしかわ たえこ 石川 妙子
水質	水質化学	高知県立大学 地域教育研究センター 教授	いっしき けんじ 一色 健司
治水	河川工学 防災工学	高知工業高等専門学校 ソーシャルデザイン工学科 教授	おかだ しょうじ 岡田 将治
治水	砂防学 斜面防災工学	高知大学 教育研究部 自然科学系 理工学部門 教授	まさはら かつお 笹原 克夫
関係水利	農業施設工学 地域環境工学	高知大学 教育研究部 自然科学系 農学部門 教授	さとう しゅうし 佐藤 周之
景観	景観デザイン	高知工科大学 システム工学群 教授	しげやま よういちろう 重山 陽一郎
環境	保全生物学 河川生物	たかはし河川生物調査事務所 代表	たかはし いさお 高橋 勇夫
経済	地域経済学	高知大学 教育研究部 総合科学系 地域協働教育学部門 准教授	なかざわ じゅんじ 中澤 純治
歴史文化	歴史文化・地理	南国史談会 理事	ふじもと しんじ 藤本 眞事

五十音順・敬称略

四国地方整備局訓令第24号

物部川流域学識者会議 維持管理の容易な河道の検討会を次に定める。
平成29年1月19日

四国地方整備局長

維持管理の容易な河道の検討会規約

(検討会の目的)

第1条 本検討会は、物部川流域学識者会議運営規約第6条に基づき設置された部会である。物部川における流下断面が不足する区間では、洪水を安全に流下させるために必要な断面を確保するとともに土砂の再堆積などの課題について検討する必要がある。また河道掘削後の維持管理の容易な河道の形状等について、意見を述べるため、「維持管理の容易な河道の検討会」(以下「検討会」という)に必要な事項を本規約で定める。

(業務)

第2条 検討会は前条に記した目的を達成するため、次に掲げる検討を行うものとする。

1. 物部川下ノ村地区の河道掘削形状の検討
2. 下ノ村地区の河道掘削に伴う環境への影響の検討及び対応策の検討
3. 下ノ村地区の河道掘削前後のモニタリング計画の検討

(検討会の組織)

第3条

1. 検討会は、別表-1で構成する。
2. 検討会は、会長を置く。会長は委員の互選によってこれを定める。
3. 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
4. 会長の指名により、会長代理を置くことができる。会長代理は、会長不在の場合に会長の職務を代理する。
5. 会長は、必要があるときは、検討会に1.に掲げる以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第4条

1. 検討会の事務局は、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所内に置く。
2. 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。
3. 事務局は、検討会における検討結果等をまとめ、「物部川流域学識者会議」に報告する。
4. 事務局は、検討会の秩序を維持するため、会長の議事進行と調整を図

り、次に掲げる者を退場させることができる。

- 1 会議の秩序を乱した者
- 2 議事進行に必要な会長の指示に従わない者

(検討会の開催)

第5条 検討会は、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長（以下、事務所長）が開催する。

(情報公開)

第6条 検討会は公開するとともに、議事録については公表する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は事務所長が検討会に諮って定める。

(附則)

(施行期日)

この規約は、平成29年1月19日から施行する。

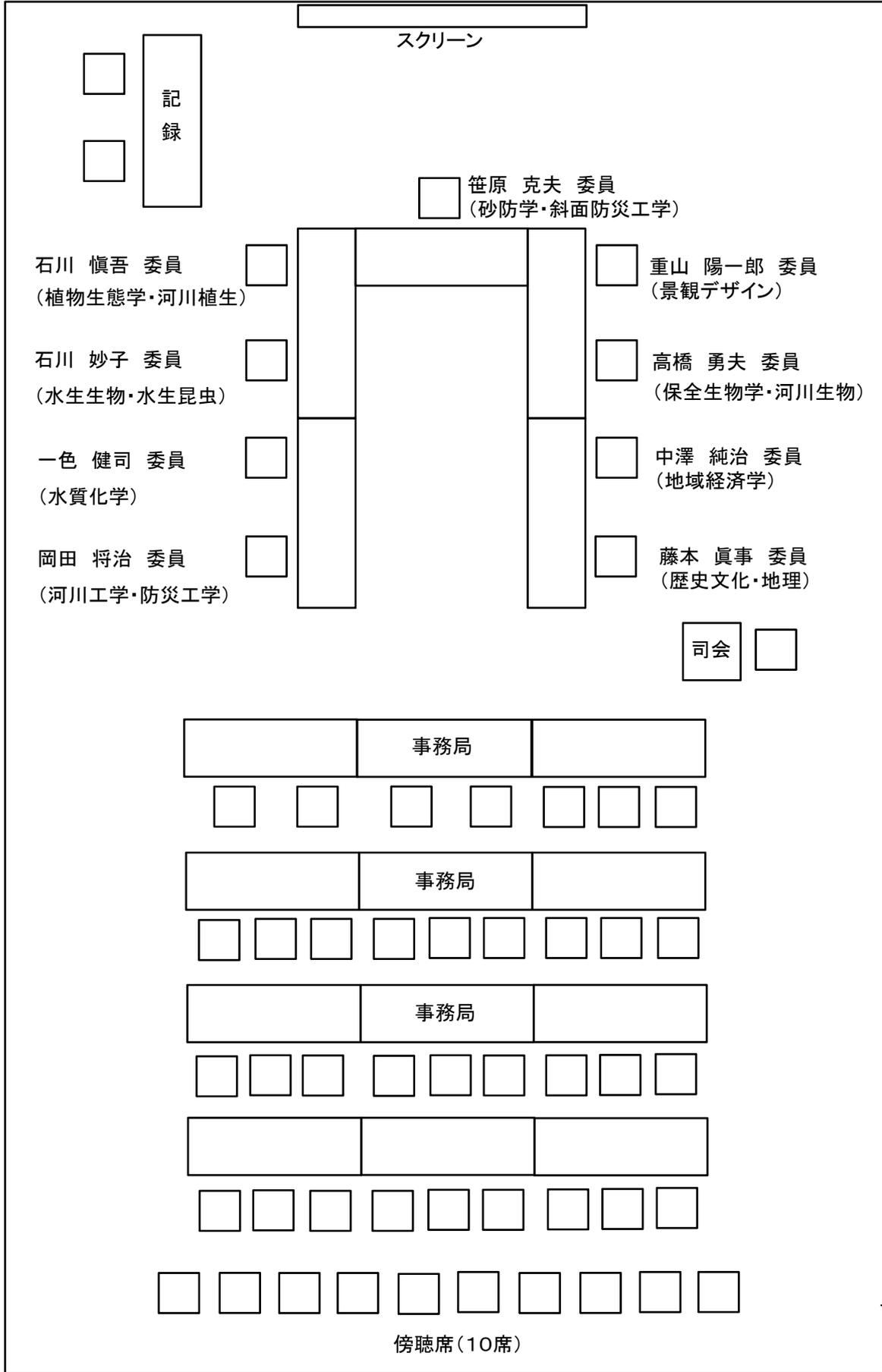
「維持管理の容易な河道の検討会」の委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	専門分野		所属等
いしかわ 石川 慎吾	環境	植物生態学 河川植生	高知大学名誉教授
いしかわ 石川 妙子	環境	水生生物 水生昆虫	底生生物研究者
おかだ 岡田 将治	治水	河川工学 防災工学	高知工業高等専門学校 ソーシャルデザイン工学科 教授
しげやま 重山 陽一郎	景観	景観デザイン	高知工科大学 システム工学群 教授
たかはし 高橋 勇夫	環境	保全生物学 河川生物	たかはし河川生物調査事務所 代表

第5回 物部川流域学識者会議
 第4回 維持管理の容易な河道の検討会

配席図



場所: 高知河川国道事務所 4階会議室
 日時: 令和5年3月3日(金) 10:00~12:00